

令和 7 年度 第 1 回宇都宮市男女共同参画審議会

【報告】 うつのみや版女性活躍の推進について

【議事】 令和 6 年度男女共同参画の推進に関する年次報告（案）について

総合政策部 女性活躍推進課
令和 7 年 8 月

【報 告】 うつのみや版女性活躍の推進について

令和7年度を「女性活躍加速化元年」と位置づけ、 本市における女性活躍ムーブメントを創出！

本市では、女性が希望に沿って、様々な分野において個々の能力を発揮しながらいきいきと活躍できるまち『女性活躍リーディングシティうつのみや』の実現に向け、これまで進めてきた取組を加速化するとともに、分野横断的に強力に推進することで、本市における女性活躍ムーブメントを創出してまいります。

《主な分野における重点施策》

職域

女性をはじめ、
誰もが働きやすい
環境の整備

地域

地域活動の活性化

教育（学校）

多様な進路選択を
叶える環境の整備

家庭

生活と仕事との
調和の実現

※4分野に限らずあらゆる分野を対象

《推進体制の整備》

- ① 女性活躍に係る施策・事業を分野横断的に強力に推進するため、市長をトップとする全庁的な推進体制を整備
- ② 市が抱える女性活躍等に係る課題の解決や施策の推進を図るため、幅広く専門的な知識を有する外部の専門家を任用
- ③ 特定の分野横断的な課題を解決するための推進チームを設置

1 本市の女性活躍の推進の基本的な考え方

本市における「女性活躍の推進」とは

- ・女性活躍推進法で対象とする職業分野にとどまらず、あらゆる分野を対象とする。
- ・男女間の格差を早期に解消するため、人権の尊重はもとより、女性の参画・活躍を強力にサポートすることで、社会の対等な構成員である男女が、性別・年齢にかかわらず、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮し、さらに活躍できる社会の実現を図るもの【本市独自の考え方】



目指すべき姿

男女共同参画社会の実現に向けて、女性が希望に沿って様々な分野に参画し、個々の能力を発揮しながら、いきいきと活躍できるまち『女性活躍リーディングシティうつのみや』の実現 ※女性活躍における先駆的な取組を推進し、魅力や活力にあふれ、輝きを放つまちとして国内外に存在感を示す表現



基本方針 ～あらゆる分野における女性活躍の実現に向けて～

これまで進めてきた男女共同参画社会の実現に向けた取組を加速化し、分野横断的に強力に推進することで、女性をはじめ、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりに全庁一丸となって取り組む。

【参考】「女性活躍」加速化のイメージ



2 推進体制の整備

(1) 目的

本市における女性活躍を加速化し、分野横断的に強力に推進するため、全庁的な推進体制を整備するもの

(2) 組織の名称

宇都宮市女性活躍推進本部

(3) 組織体制（次ページ参照）

ア 女性活躍に係る施策・事業を分野横断的に強力に推進

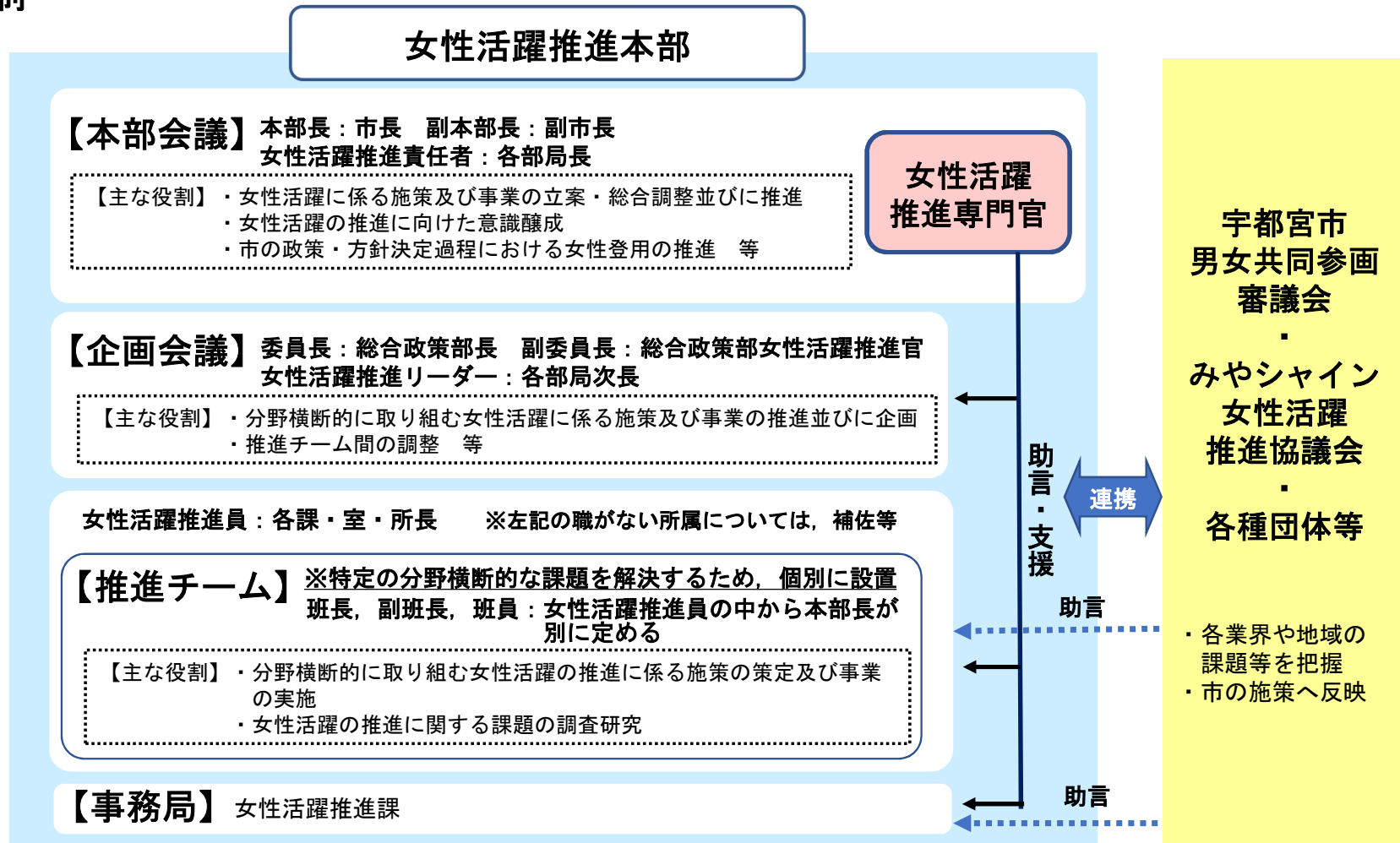
本部長に市長，副本部長に副市長，各部局における女性活躍推進を牽引する役割を担う女性活躍推進責任者に各部局長

イ 市が抱える女性活躍等に係る課題の解決や施策の推進を図るため、幅広く専門的な知識を有する外部の専門家を女性活躍推進専門官に任命

ウ 男女共同参画推進リーダー及び推進員の役割・機能を包含・強化

- ・ 企画会議の女性活躍推進リーダーに各部局次長，女性活躍推進員をこれまでの課長補佐級職員から課長級職員に変更し強化
- ・ 特定の分野横断的な課題等を解決するため、適宜、推進チームを設置し、対応策を検討

(3) 組織体制



うつのみや版女性活躍の推進について

(4) 女性活躍推進専門官



さいとう えつこ

齋藤 悦子 氏

お茶の水女子大学
ジェンダード・イノベーション研究所
副研究所長・教授

- ・ お茶の水女子大学大学院でジェンダー統計論を教える。
- ・ 2012年に内閣府男女共同参画局「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームに学識者として参加
- ・ 現在、福井県男女共同参画審議会委員委員長、東京都港区男女平等参画推進会議委員長を務める。
- ・ とちぎ男女共同参画センター（パルティ）の「とちぎウーマン応援塾」において講師を担当



かわづら みつこ

川面 充子 氏

宇都宮大学
DE&I推進センター 男女共同参画推進室
副室長・特任助教

- ・ パルティで広報・調査研究事業に携わった後、高根沢町議を経て、法政大学大学院にて女性労働やキャリア形成を研究し、2013年より宇都宮大学に勤務
- ・ 県内で男女共同参画の講演やシンポジウムのファシリテーターなどを数多く務める。
- ・ 本市では、「男女共同参画推進フォーラム」の基調講演や幹部職員に対する「男女共同参画推進リーダー研修」講師を担当

うつのみや版女性活躍の推進について

○ 女性活躍推進専門官の主な取組

さいとう えつこ 齋藤 悦子 氏	かわづら みつこ 川面 充子 氏
【女性活躍の推進全般にかかる助言，施策への提言】 ・ 市民，事業者，職員等への女性活躍の意識の浸透 ・ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大（女性リーダーの育成等） ・ 分野横断的な課題の解決に向け設置した推進チーム（※）や各部局における取組 など ※ 女性人材の発掘・育成・発信強化チーム，男性の育児・家事参画推進チーム，働きやすい職場づくり応援チーム ・ ジェンダード・イノベーションの視点を取り入れた施策の導出 ・ ジェンダー統計を活かした有効な施策の導出 ・ 国内外の動きや全国の先進事例等の紹介	
・ ムーブメントを牽引する女性活躍人材の育成への助言 ・ 本市のあらゆる分野に精通した知見に基づく新たな施策・事業の導出 ・ 関係者・事業者等へのヒアリングやアドバイスの実施	

うつのみや版女性活躍の推進について

3 重点施策

《 共 通 事 項 》

「うつのみや版女性活躍」の意識の浸透

- ・あらゆる世代や分野における意識改革を加速化
- ・女性活躍推進専門官・広報アドバイザーの知見を活かした効果的な周知啓発

政策・方針決定過程における女性の参画拡大

- ・審議会等委員に占める女性割合の早期達成
- ・あらゆる分野における女性リーダー育成に向けた支援の充実

専門的な
知見を活用

《 推 進 上 の 視 点 》

ジェンダード・イノベーション※の視点を取り入れた施策の導出

- ・フェムテックをはじめ、多岐にわたる分野で男女の性差による影響を配慮した施策の導出を検討、実施

ジェンダー統計を活かした有効な施策の検討

- ・あらゆる分野の政策・事業計画、実施、評価において男女別の影響・ニーズの違いを把握
- ・有効な施策分野を抽出し、効果的な事業を検討、実施に向けた取組を推進

ムーブメントを牽引する女性活躍人材の育成

- ・本市で活躍する女性リーダー・人材を掘り起こし、ネットワークを構築
- ・今後の担い手となる子ども・若者などの人材育成

《 各分野の課題を踏まえ重点化する事項 》

職域

女性をはじめ、
誰もが働きやすい
環境の整備

- ・経営者・管理職の意識変革、職場全体への波及
- ・活躍人材の育成
- ・賃金格差の解消
- ・働き方改革の推進
- ・労働環境の改善

地域

地域活動の活性化

- ・固定的性別役割分担意識等の解消
- ・地域活動への女性参画機会の拡大

教育（学校）

多様な進路選択を
叶える環境の整備

- ・希望に沿って学べる環境の整備
- ・幼少期からの啓発

家庭

生活と仕事との
調和の実現

- ・男性が家事・育児・介護に参加できる環境整備
- ・社会全体で活躍を支える体制づくり

各分野の重点化にあわせ、
分野横断的に強力に推進

※ジェンダード・イノベーション・・・生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）に基づいた分析を行い、その結果を取り入れることで新たな価値や革新を生み出すこと。

うつのみや版女性活躍の推進について

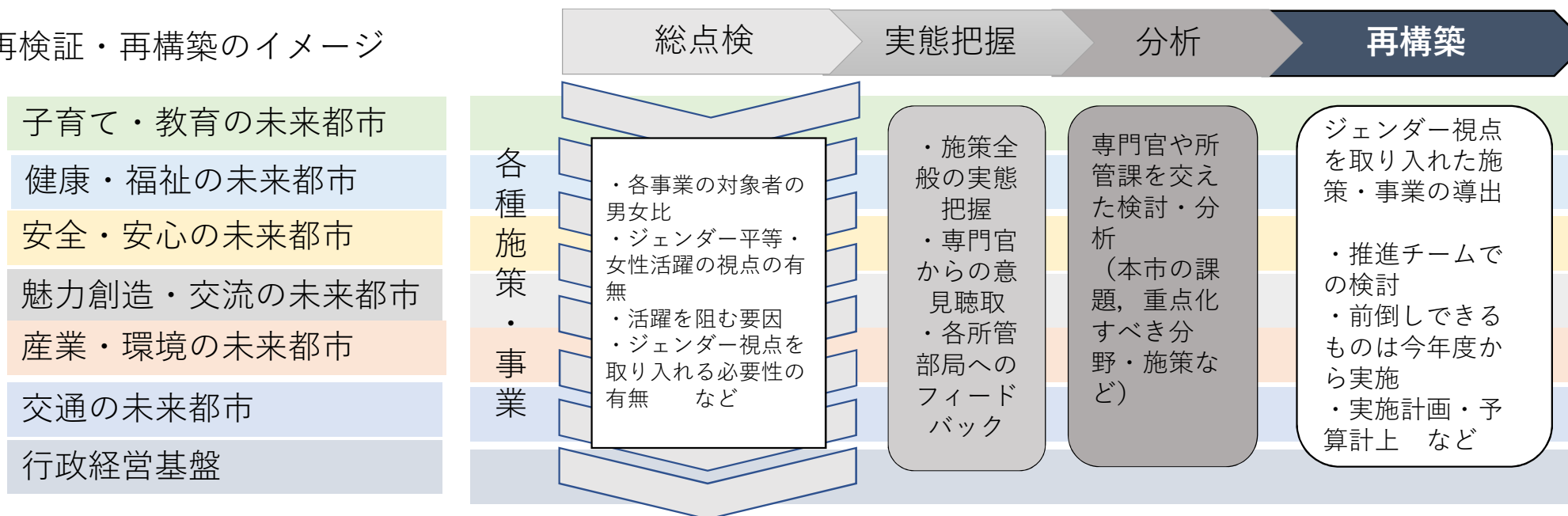
4 推進アクション（検討及び事業の導出等）

あらゆる分野における重点施策の実現に向け、次の2点について、専門官の助言・支援を得ながら、スピード感をもって取り組む。（推進アクション）

(1) 庁内各課の施策・事業の再検証・再構築

各所管業務に対し、ジェンダーギャップの有無やその主な要因（生物学的な特性、人の意識、受け皿の不足）などの観点から総点検を行い、全庁的な実態を把握するほか、専門官の知見等を踏まえながら詳細分析し、推進の方向性を示すとともに、庁内各課において推進する。

◎再検証・再構築のイメージ



うつのみや版女性活躍の推進について

(2) 推進チームの設置

分野横断的に取り組むべき課題や、上記(1)の検討過程等で抽出された新たな課題を解決するため、適宜、推進チームを設置し、対応策を検討していく。

ア 女性人材の発掘・育成・発信強化チーム【全分野】

⇒ 各分野で活躍している女性にスポットを当て、ロールモデルとして強く発信していくことで、女性活躍の必要性等についての意識浸透を図るもの

イ 男性の育児・家事参画推進チーム（市民向け・職員向け）【職域・家庭】

⇒ 子育てや介護などの各施策・事業において、家庭での男女格差解消の視点を加え充実・強化を図るとともに、さらには市役所職員が実践することで、市内各事業者への波及を図るもの

ウ 働きやすい職場づくり応援チーム【職域・家庭】

⇒ 事業所実態調査や国・県などの統計データを分析し、効果的な施策・事業を導出することで、労働環境などの改善を図るもの

【議 事】

令和 6 年度男女共同参画の推進に関する
年次報告書（案）について

1. 「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

1 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

2 基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とする。

- ❶ 男女の個人としての尊厳の尊重
- ❷ 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択
- ❸ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ❹ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ❺ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ❻ 国際社会における動向の留意と協調

3 目指すべき姿

多様な価値観が尊重され、人と人とのつながりを大切にし、誰もが活躍できる社会

人生100年時代を迎え、一人ひとりの人生が多様化する中、あらゆる人が互いの価値観を尊重し合い、人と人とのつながりを大切にしながら、性別に関わらず誰もがさまざまな分野で活躍できる社会を目指すもの

1. 「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

4 基本目標

◆ 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

あらゆる世代や活動の場において、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指すもの

◆ 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

誰もが、自らの希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな分野に参画し、個々の能力を発揮しながら活躍する社会を目指すもの

◆ 基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

すべての人が個人としての人権を尊重し、互いの身体的性差を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指すもの

1. 「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

5 計画の体系

●印は重点施策 ★印は女性活躍推進法対応 ☆印はDV防止法対応 ◆印は女性支援法対応

基本目標	施策の方向	施策	事業数
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透	1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し	1 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消	2
		2 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消(●★)	6
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実	3 若年層における男女共同参画の教育の推進	5
		4 男女共同参画の学習機会の充実	4
		5 男女共同参画についての広報・啓発活動	5
基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	6 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援(●★)	5
		7 仕事と子育てや介護等との両立支援(★)	14
		8 働きやすい職場環境整備に向けた支援(★)	11
		9 男性の家庭参画の促進(●★)	3
	4 地域・社会における男女共同参画の推進	10 女性のチャレンジへの支援(★)	5
		11 地域における男女共同参画の推進(●)	9
		12 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進(●★)	3
基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	13 自営の商工業や農業・林業従事者, 地域等における方針決定への女性の参画促進(★)	1
		14 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実(●☆)	12
	6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	15 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	5
		7 困難を抱える女性への支援	3
		16 不安や困難を抱える女性への支援(●◆)	3
		17 多様な性についての理解促進(●)	4
		18 性についての教育・学習機会の充実	4
	8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援	19 性差に応じた生涯にわたる健康支援	7

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透 成果指標

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R6	R9 (目標値)
1 「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合(賛成又はどちらかと言えば賛成の割合)	「市政に関する世論調査」(毎年)	21.8%	21.2%	20.4%	12%
2 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	「男女共同参画に関する市民意識調査」(5年ごと)	13.1%	—	—	25%

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅰ】施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

《主な取組状況》

施策1 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

No.	事業の名称
1	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施
2	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施

▶ 幅広い世代の市民を対象とし、固定的性別役割分担意識の解消を目的とした講演会を開催した（No.1）ほか、女性の地域活動への参加促進に向けた講座の開催や、男女共同参画推進団体と協働し「市民企画講座」を実施した（No.2）。

施策2 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消【重点施策】

No.	事業の名称
3	企業における男女共同参画に向けた理解促進
4	地域活動における女性参画に向けた意識醸成
5	親学出前講座の充実
6	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施
7	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施
8	課長級マネジメント（基礎・実践編）研修の実施

▶ 企業においては、セミナーの開催やデジタルパンフレット配布により経営者等の意識啓発を図り、地域においては、女性の活躍事例について地域行政機関等へのヒアリングを実施（R7.6事例集発行）した（No.3, 4）。

▶ 親学では保護者会や就学時健診等の機会を生かした講座を実施したほか、本市職員に向けては、管理・監督職へのハラスメント防止研修や、新任保育士へのジェンダーや人権に配慮した保育に関する啓発を行った（No.5, 6, 7）。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標1】施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

施策3 若年層における男女共同参画の教育の推進

No.	事業の名称
9	小・中・高・大学生等への出前講座の実施
10	小・中学生への男女共同参画の啓発
11	小・中学校における人権教育の推進
12	小・中学生へのキャリア教育の実施
13	女子へのキャリア教育支援

施策4 男女共同参画の学習機会の充実

No.	事業の名称
14	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施(再掲)
15	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)
16	ママパパ学級の実施
17	市民企画講座の実施

施策5 男女共同参画についての広報・啓発活動

No.	事業の名称
18	市民への広報・啓発の実施
19	本市職員への啓発の実施
20	男女共同参画表現ガイドラインの周知
21	男女共同参画情報誌「ぱーとなーしゅぷ」の発行
22	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行

《主な取組状況》

▶ 小学生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」について、児童に身近で具体的なエピソードに内容を見直すとともに、教材を電子化し、全児童が活用している端末で学習できるようリニューアルを行った(No.10)。

▶ 女子へのキャリア教育支援として、R5に引き続き帝京大学と連携し、中高生を対象に「サイエンスキャンプ」や、未就学児には科学実験教室を開催し、性別に偏りのない職業選択の意識醸成を一層図った(No.13)。

▶ 人材かがやきセンターや保健センター等と連携し、男女共同参画などのテーマで講座を開催した(No.15)ほか、夫婦で協力した子育てを支援する「ママパパ学級」の開催等、様々な機会を捉えて講座等を開催した(No.16)。

▶ 市民の男女共同参画についての理解を深めるため、男女週間、男女月間、DV月間、人権週間に合わせた広報紙による特集や啓発パネル展を引き続き実施するとともに、仕事と育児の両立などの課題解決をテーマとした「ぱーとなーしゅぷ」を作成・配布し、女性の活躍推進や働き方改革などについて啓発を図った(No.21)。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透 取組の総括

1 評価と課題

- ・ 市民や企業等に対し、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、様々な媒体を活用し、各世代や活動の場における男女共同参画の推進に取り組んだところであるが、令和6年度「市政に関する世論調査」において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合は20.4%となり、前年から微減にとどまっていることから、更なる周知啓発に取り組んでいく必要がある。

2 今後の取組方針

- ・ 引き続き、広く市民に対し、各種媒体を活用した情報発信や関係機関と連携した男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、地域における女性活躍事例集を作成し（R7.6事例集発行）、効果的に活用していく。
- ・ 企業の女性が働きやすい職場環境づくりをより促進するため、商工会議所などの経済団体等と連携した企業経営者セミナーの開催や、業種別団体等への出前セミナーの開催に取り組む。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

1 委員の皆様にご意見を頂きたい事項

- (1) (市民に対する, 地域活動に対する, 企業に対する) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けどう取り組むべきか
- (2) 若年層において, 希望に沿った進路選択を叶えるキャリア教育支援についてどう取り組むべきか (女子学生の理工系分野への進路選択支援など)

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】さまざまな分野における男女共同参画の推進 成果指標

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R6	R9 (目標値)
3 女性の就業率(25～44歳まで)	国勢調査 (5年ごと)	61.4% 令和2年	—	—	67%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合(課長相当職)	男女共同参画に 関する事業所意識 調査(5年ごと)	10.0%	—	—	20%
5 男性の育児休業取得率		参考値 24.9%	—	—	38%
6 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み効果が出ていると感じている事業所の割合		23.1%	—	—	46%
7 社会活動に参加する市民の割合(※)	市政に関する 世論調査(毎年)	36.6%	40.6%	33.2%	46%
8 審議会等委員に占める女性の割合	庁内照会(毎年)	26.5%	26.0%	25.9%	40%

※ PTA, 生涯学習, スポーツ, NPO, ボランティア活動など

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】 施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

施策6 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援【重点施策】

No.	事業の名称
23	女性のキャリアアップ講座等の実施
24	中小企業における女性活躍促進事業
25	中小企業における一般事業主行動計画策定支援
26	女性のデジタルスキル習得・就労支援事業
27	移住定住の促進

施策7 仕事と子育てや介護等との両立支援

No.	事業の名称	No.	事業の名称
28	一時預かり事業	35	ファミリーサポートセンター事業
29	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	36	宮っ子ステーション事業
30	延長保育事業	37	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発等の実施
31	病児保育事業	38	仕事と子育て家庭のインターンシップ事業
32	発達支援児保育の推進	39	結婚活動支援事業
33	送迎保育ステーション事業	40	介護保険事業
34	宮っこ子育てアプリ	41	家族介護教室の実施

《主な取組状況》

▶ セミナーの開催やデジタルパンフレットの作成・配信に取り組むとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の派遣や企業経営者等への啓発のほか、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組む企業への助成や「フェムテック（※女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービス）」の周知・活用を促すイベントの開催に新たに取り組んだ（No.24）。

▶ デジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援する「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を実施し、参加した22名中19名が就労につながった（No.26）。

▶ 子育て・介護の各種支援策をより一層充実させるとともに、ファミリーサポートセンター事業では開始以来最多の援助活動が実施され、子育て家庭の支援が推進された（No.35）。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

施策8 働きやすい職場環境整備に向けた支援

No.	事業の名称
42	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施
43	事業所における従業員の健康づくりの促進
44	勤労者向けのワーク・ライフ・バランスの意識啓発の実施
45	ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布
46	労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知
47	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証
48	中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援(再掲)
49	多様で柔軟な働き方の推進
50	労働相談の実施
51	ICT利活用の促進
52	オフィス企業立地支援補助金

施策9 男性の家庭参画の促進【重点施策】

No.	事業の名称
53	男性の家庭参画促進
54	企業における男性の育児休業取得促進事業
55	ママパパ学級の実施(再掲)

《主な取組状況》

▶ 「きらり大賞」では、10事業者を表彰するとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを新たに作成し、両立支援の実例紹介に取り組んだ(No.42)。

▶ 「職場における健康づくり応援サイト」において、女性の健康づくりに関する情報を集約したページを新たに追加した(No.43)。

▶ 若者や女性の雇用の場となるオフィス企業の更なる誘致促進のため改修費の補助上限額を大幅に引き上げるなど制度の拡充を図った(No.52)。

▶ 男性の育休取得促進に向け、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等を開催するとともに、中小企業向けデジタルパンフレットを発信するなど意識啓発に取り組んだ(No.54)。

▶ 母子健康手帳交付時や妊娠8か月面接(もうすぐ38週子面接)時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育ての支援が図られた(No.55)。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】 施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策10 女性のチャレンジへの支援

No.	事業の名称
56	起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供
57	就職マッチング事業
58	自立支援給付金事業
59	学び直しの支援
60	移住定住の促進(再掲)

《主な取組状況》

▶ 女性の起業・副業を支援する講座の開催や(No.56)、スキルアップや就職等につながる学習情報を企業や大学等と連携して収集し、市HP等で広く発信する(No.59)など、意欲のある女性の就業や起業等の支援に取り組んだ。

施策11 地域における男女共同参画の推進【重点施策】

No.	事業の名称
61	市民企画講座の実施(再掲)
62	地域における女性リーダー育成
63	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進
64	まちづくり活動応援事業
65	親学出前講座の充実(再掲)
66	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)
67	栃木県男女共同参画地域推進員との協働
68	女性や女性団体の活躍に向けた支援
69	家族経営協定締結促進事業

▶ 「地域における女性の参画推進セミナー」を開催し(No.62)女性リーダーの育成に向け取り組んだ。

▶ 自治会向けの「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」を活用し、「女性活躍促進」に向けた事業が、2地区(城山地区、今泉地区)で実施されたことで、地区や自治会において、女性が活動等に参加しやすい環境づくりが図られるなど、地域における女性活躍の支援に積極的に取り組んだ(No.68)。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】 施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策12 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進【重点施策】

No.	事業の名称
70	審議会・委員会等への女性登用促進
71	女性人材バンクの設置・活用
72	本市職員へのキャリア・アップ研修の実施

《主な取組状況》

- ▶ 本市審議会等に占める女性委員の登用状況の庁内への発信や、審議会等の新設や委員改選の際に所管課へ個別に働きかけを行う（No.70）など、職員の意識醸成に取り組んだほか、様々な分野の女性の専門家等をリストにした「女性人材バンク」の設置に向け検討を行った（No.71）。
- ▶ 本市職員に対しては、女性職員のキャリアアップ研修や、育児休業中又は育児休業から復職した女性職員と子どもの出生時における特別休暇を初めて取得した男性職員を対象とし、「子育て応援キャリア支援セミナー」を実施し、女性のキャリア支援に取り組んだ（No.72）。

施策13 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

No.	事業の名称
73	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発

- ▶ 企業経営者等に対し、管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、セミナーの開催やデジタルパンフレットの配信など、周知啓発に取り組んだ（No.73）。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】さまざまな分野における男女共同参画の推進 取組の総括

1 評価と課題

- ・ 女性の仕事と健康課題の両立支援や男性の家庭参画、地域における活躍人材の育成など、さまざまな分野において積極的に新たな取組を進めてきたところであり、あらゆる分野における男女共同参画の取組をより一層加速化していく必要がある。
- ・ 令和6年度「市政に関する世論調査」において、「社会活動に参加する市民の割合」が33.2%となり、前年より減少していることから、取組を一層強化する必要がある。また、「審議会等委員に占める女性の割合」においても、令和6年度は25.9%となり、前年より減少していることから、積極的な女性登用に向けた取組が必要である。

2 今後の取組方針

- ・ 事業者に対しては、新たに女性活躍やワーク・ライフ・バランスに関する「事業所実態調査」を実施し、中小企業における労働環境の整備など市内企業の実態を把握するとともに、新たに女性の健康支援に関するセミナーや女性の健康経営サポート事業を実施し、性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備を促進していく。
- ・ 地域・社会における女性の参画を促進するため、地域活動における女性参画セミナー（出前講座）の開催や市が支援する女性団体の会報の配布などにより、地域で活躍する女性の活動を周知していく。
- ・ 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、新たに、様々な分野の女性の専門家等をリストにした「女性人材バンク」の設置・活用により、女性の登用を促進していく。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅱ】さまざまな分野における男女共同参画の推進

1 委員の皆様にご意見を頂きたい事項

- (1) 女性の仕事と健康課題の両立に向けどう取り組むべきか
- (2) 男性の家庭参画を促進するためどう取り組むべきか
- (3) 様々な分野における、政策・方針決定過程において女性の参画が進まない要因は何が考えられるか、また今後どのように取り組むべきか

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権が尊重された社会づくり 成果指標

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R6	R9 (目標値)
9 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	「市政に関する世論調査」 (毎年)	2.2%	3.9%	3.0%	0% に近づける
10 女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合※		参考値 48.4%	60.7%	58.4%	78%
11 この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合	「男女共同参画に関する市民意識調査」 (5年ごと)	32.7%	—	—	45%
12 つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	随時	56団体	97団体	101団体	90団体
13 LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合	「市政に関する世論調査」 (毎年)	66.5%	54.2%	48.1%	90%

※ 市女性相談所・配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】 施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策14 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実 【重点施策】《主な取組状況》

No.	事業の名称
74	DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実
75	若年層からの意識啓発の充実
76	相談窓口の周知の強化
77	配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
78	一時保護における関係機関との連携
79	保護命令制度の利用
80	被害者の自立に向けた各種生活支援の充実
81	被害者の心のケアの充実
82	被害者の子どもへの支援の充実
83	民間支援団体との連携による自立支援事業の充実
84	宮っこの居場所づくり事業
85	関係部署・関係機関等との連携強化

- ・ 専門家からDVの知識や被害者への対応について学ぶ「DV防止啓発出前講座」の実施（No.74）や、中・高・大学等において、若年層からのDVの未然防止につなげるための「デートDV出前講座」を実施（No.75）し、意識啓発に取り組んだ。
- ・ DVの相談窓口である配偶者暴力支援センターについて「つながりサポート女性支援事業」における出張相談会や商業施設における相談窓口案内カードの設置等、様々な機会を捉え広く周知した（No.76）。
- ・ 「虐待・DV対策連携会議」等を開催するほか、新たに法に基づく「困難な問題を抱える女性への支援調整会議」を設置・開催し、庁内外との連携強化に取り組んだ（No.85）。

施策15 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

No.	事業の名称
86	セクハラ等被害防止啓発の実施
87	性暴力・性的被害等の未然防止
88	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発
89	青少年の性的被害未然防止の啓発
90	SNSを通じた被害等の未然防止

- ・ 「JKビジネス」等の被害防止に向けた広報紙への掲載、保護者や青少年巡回指導員へのチラシ配布などによる啓発のほか、とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」の周知、SNSを悪用した「デジタル性被害」の未然防止など、若者や保護者へ周知と意識醸成に取り組んだ。（No.87, 89, 90）

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】 施策の方向7 困難を抱える女性への支援

施策16 不安や困難を抱える女性への支援【重点施策】

No.	事業の名称
91	つながりサポート女性支援事業等による困難を抱える女性支援の強化
92	地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業
93	宮っこの居場所づくり事業(再掲)

《主な取組状況》

▶ 「つながりサポート女性支援事業」を実施し、市女性相談所での相談のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、民間の連携機関等による「つなサポ相談室」や公共施設・市イベント会場などでの出張相談会、連携機関との周知イベントを12か所で実施するとともに、新たに居場所づくり事業を実施するなど、連携機関などの民間事業者の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組んだ(No.91)。

▶ さらに、令和5年度から整備された重層的支援体制において、福祉の各部門と相互に情報共有・連携を行うとともに、困難事例において、連携して対応を行うなど、困難を抱える女性の支援を強化した(No.92)。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】 施策の方向 8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

施策17 多様な性についての理解促進【重点施策】

No.	事業の名称
94	LGBTQに関する理解促進
95	「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応
96	企業における多様な性の理解促進事業
97	とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用

《主な取組状況》

▶ 市民や児童生徒に対し、人権週間におけるパネル展示や男女共同参画教育参考資料「かがやき」等により多様な性についての理解促進を行うとともに、企業を対象に多様な性に関する啓発セミナーやデジタルパンフレットの作成・配布により、LGBTQなどへの理解促進に取り組んだ（No.94, 95, 96）。

施策18 性についての教育・学習機会の充実

No.	事業の名称
98	性教育サポート事業
99	エイズ予防啓発普及活動の実施
100	性といのちの健康教育の実施
101	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施（再掲）

▶ 幼児期においては、新任保育士を対象にジェンダーに配慮した保育に関する研修を実施（No.101）したほか、思春期の若者に対しては、市立全中学校の3年生を対象に産婦人科医による講話等を行う「性教育サポート事業」の実施や（No.98）中・高・専門学校におけるエイズ予防出前講座（No.99）など、子どもの発達段階を踏まえた理解促進に取り組んだ。

施策19 性差に応じた生涯にわたる健康支援

No.	事業の名称
102	性差に応じた健康についての理解促進
103	がん検診の実施
104	女性の健康力アップ事業
105	妊産婦健康診査の実施
106	不妊に悩む人への支援
107	こころの健康づくり対策
108	産後ケア事業等の実施

▶ リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（※性と生殖に関する健康と権利）に関する講座を開催する（No.102）ほか、妊産婦への各種健康支援（No.105, 106, 108）など、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、性と健康に関する正しい知識や情報の提供に取り組んだ。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権が尊重された社会づくり 取組の総括

1 評価と課題

- ・ DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や市女性相談所等での相談に取り組むとともに、**各種会議等による関係機関との連携により相談支援体制の強化**に取り組んだ。
- ・ 令和6年度「市政に関する世論調査」において「この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」は3.0%となり、前年より減少しているが、「女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合」は58.4%となり、前年より減少しているため、これまで以上にDV被害者が早期に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に取り組むとともに、特に、女性相談所で受け付けた相談のうち、10代・20代からの相談は全体の一割未満となっていることから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。
- ・ 「多様な性」の理解促進に向け、市民や児童生徒、企業に対し、様々な機会を捉え取り組んだところであるが、令和6年度「市政に関する世論調査」において、「**LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合**」が48.1%となり、前年から減少しており、より正しい知識の提供に取り組む必要がある。

2 今後の取組方針

- ・ DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や、困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知に取り組むとともに、若年女性が気軽に相談できるよう、「つながりサポート女性支援事業」における居場所づくり事業の実施頻度や場所の見直し等を行うほか、**新たにSNSなど多様な相談機会の提供**に取り組む。
- ・ L G B T Qなど多様な性についての理解促進を図るため、**パネル展示等の啓発を行うほか、児童生徒に対しては、男女共同参画教育参考資料「かがやき」等を活用しながら周知啓発**に取り組む。また、企業に対しては、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーの開催等に取り組み、L G B T Qの正しい理解促進を図る。

2. 令和6年度の取組状況について

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

1 委員の皆様にご意見を頂きたい事項

- (1) DV被害防止に向けどう取り組むべきか。また、DVをはじめとした困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりにどう取り組むべきか
- (2) 各世代に対し、LGBTQの理解促進に向けどう取り組むべきか

3. 今後の計画の推進にあたって

市においては、令和7年度を「女性活躍加速化元年」と位置づけ、市長をトップとする全庁的な推進組織として「女性活躍推進本部」を設置したところであり、今後は、引き続き、あらゆる分野の専門知識を有する審議会委員の皆様の御意見をいただくとともに、各関係機関・団体と密に連携を図りながら、これまで進めてきた男女共同参画社会の実現に向けた取組を加速化し、分野横断的に強力に推進することで、女性をはじめ、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりに「オール宇都宮」で取り組んでいく。